

第3回川口市行政評価外部評価委員会（第二部会）			
日 時	平成30年7月13日(金) 13:30～16:30	場 所	第二庁舎 地階会議室
評価委員	佐藤部会長、田中委員、増田委員、矢野委員、稲垣委員	傍聴者数	0名
事務局	岩城企画財政部長、 企画経営課：藤田課長、竹田課長補佐、田中主査、秋山主任、菊池主事補		

評価事業	多文化共生推進事業
担当課	市民生活部 協働推進課
説明者	川野課長、川田課長補佐

前回の振り返り

◆ 前回のヒアリング・ディスカッションの要点について、事務局から説明

- ①当事業を実施するうえでの周知・告知方法として、現在、スマートフォン等のIT技術を活用しているか、活用していないのであれば、今後活用する予定はあるか。
- ②今後、社会人教育的要素を含む盛人大学等、当事業と他事業との連携は考えているのか。
- ③現在、本市に在住している外国人が34,000人を超え、毎年増加の一途を辿っており、さらに本市は、他市と比較しても外国人在住の数が多いことから、当事業は他市のモデルケースになりうる可能性も大きいと考えられる。そうしたことを踏まえ、今後、当事業がどのような役割を担い、事業を展開していく必要があると考えているのか。

説明・ヒアリング

◆ 前回の追加項目に対して、『質問・指摘及び回答一覧表』を基に協働推進課長から回答・説明

◆ 説明を受けて、委員から事業に関する質疑応答

質疑応答

・ 委員

- 『質問・指摘及び回答一覧表』の【追加項目2】に、新たな人材発掘のため日本語ボランティア入門講座を実施していると回答があるが、効果はどのくらいか。
 - ☆ 日本語ボランティア入門講座を受講した方のその後に関しては、アンケートで追跡調査を行っている。26名の方が日本語ボランティア入門講座を受講された後に、日本語教室にボランティアとして参加している。
- この人数は多いのか。
 - ☆ 希望としてはもう少し増やしたいが、事業の成果としての数字と捉えれば、良い数字であると思う。事業をより充実していくためには、もう少し人数を増やしていくことが課題である。
- 受講者が増えるためのPR等を行っているのか。
 - ☆ 日本語教室が定員に満たない場合が多々あるため、まずは定員を満たすようなPRを積極的に行っていきたいと思う。

・ 部会長

- この事業の重要性がこれからより増していくと思うが、やはり現状維持で実施か。
 - ☆ 外国人の数が増えているため、対応事業は今後増えていくと考えられるが、具体的な事業案はまだ立案していないため、現段階では現状維持としている。

➤ 量の問題もあると思うが、質の問題もあると思う。そのような対応は、どのようなタイミングで行うことを考えているのか。

◇ まだ内部での話し合いの段階だが、課相当の組織を再編し、人員も増員する予定である。

・ 委員

➤ 外国人と日本人という単純な棲み分けでは対応できなくなってくると思うが、市としてはどう捉えているのか。

◇ 現在は、日本人住民と外国人住民で対応しているが、個々の出身の国によってルールやマナーは異なっているので、今後は個々の国に合わせた施策を行っていく必要があると認識している。現在は、日本人と外国人の融和という段階で留まっているが、今後はもう少しきめ細やかな対応を行う予定である。

➤ 非常に大変な問題だと思う。

・ 部会長

➤ 多々課題があると思うが、課題を把握する際に、何らかの方法で情報を得るのか、もしくは、自分たちから率先して情報を入手していくのか。

◇ 課題の把握を積極的に行っているかという点では、あまりできていないが、日本語教室等に参加いただいた外国人の方にアンケートを行っている。また、国際交流員への相談内容等を通じて、課題の把握を行っている。

・ 委員

➤ 日本は島国のため、このような対応は遅れていると思うが、他国の情報等は勉強しているのか。

・ 部会長

➤ 将来的なイメージとしては、エリアごとに棲み分けるのか。ルールは共有しなければならないと思うが、融合ではないのか。

◇ 具体的なイメージはできていないが、結果として、同じ国籍の方は近くに住むケースが多い。地域別で策定している総合計画等もそのような状況を踏まえながら、策定している。

➤ 現段階では日本社会のルールやマナーに合わせてもらうという形で対応していると思うが、もっと外国人が増えると、コミュニティができあがって、棲み分けるようになり、地域独自のコミュニティのルールが通用するようになってくると思う。そのような状況となった場合、より一層対応が難しくなってくると思う。

◇ 日本のルールやマナーの啓発は必要だと思う。その上で、周辺の日本人との接触があると思われるため、軋轢等が生まれにくいよう対応していくことが必要である。最低限のルールを共有した上で、どこまでお互い歩み寄れるかという点は模索していくしかないと思う。

・ 委員

➤ 市の確固たる方針が必要ではないか。

・ 委員

➤ 人口比率や世帯比率を見ると、それぞれ5%を超えている。かなり幅広い対応が必要だと思うが、協働推進課だけで対応することは可能なのか。

◇ まだ構想段階だが、国際関係の案件を対応する課を将来的に編成出来ればと考えている。

➤ 西川口近辺でのごみ問題等もあることから、市民生活部だけで対応するのは難しいと思う。

・ 部会長

➤ 協働推進課の協働とは市民参加を指しているのか。

◇ 協働推進課の中に、多文化共生係の他に、ボランティアを支援する協働推進係、男女共同参画を所管している男女共同参画係の2つがある。

・ 委員

➤ 『質問・指摘及び回答一覧表』の【追加項目1】に関して、中国のSNS微信を利用していると回答があるが、その他の国の方々にも同様の対応を行っているのか。

◇ 中国のSNS微信の利用はモデルケースであり、他の言語でIT活用を行うことはできていない。今後、もう少し研究をしていきたいと思う。

➤ 発信することは重要だと思う。

・ 部会長

➤ この事業はとても有効だと思うが、有効性はどのように検証すればよいと考えるか。効果の検証ができるような指標を持っていた方が、今後事業が拡大していく上でもよいと思う。

◇ 現在は検証するツールはない状況である。そのあたりも含め、今後研究していきたいと思う。

➤ 定期的にアンケートやインタビューを行うことはかなり有効だと思う。農村で疲弊度等を調査する際には、毎年同じ人にインタビューを行う定点観測を行っており、かなり実態が明らかになる。また、サンプルが多い必要もない。

・ 委員

➤ 子育て世帯の外国人世帯が多いとのことだが、その子どもたちは就学児童か。日中学校に行っていない児童がいるという声をよく聞く。その子どもたちが学校へ行くようになったら、この事業の成果が出ていると思う。出席率等も評価の指標になりうるのではないか。

◇ そのような話は耳に入っている。

・ 委員

➤ 難民世帯の子どもは就学の権利はあるのか。

◇ 学校には就学できる。

・ 部会長

➤ 日本国民であれば、親に教育を受けさせる義務があるが、外国籍の親にはその義務はないということよろしいか。

◇ 義務はない。難民として来日して、難民認定されていない方は、就労もできないため、難しい問題である。

・ 委員

➤ 難民の数はあまり多くないのか。

◇ 難民認定されている方の数はあまり多くない。

評価・評価の共有

◆質疑応答を経て、各委員は評価を実施

◆評価結果について委員同士で共有（各委員発表）

・ A委員

必要性に関しては、高いと思う。有効性に関しては、評価の方法を今後のために検討する必要がある。事業の効率化に関しては、早期の段階での必要人員の確保が課題であると思う。課題解決の取り組みに関しては、どこにテーマを持つかということが非常に重要であると感じた。ごみの捨て方やモラルに関する課題等の選択と集中的な対応が重要ではないか。テーマの見つけ方が最も重要ではないかと思う。今後、外国人が増加していくことを踏まえると、国籍ごとの居住地マップを作成するなど、外国人との共生のあり方に関する市の方向性を考える必要性があると考ええる。

・ B委員

課題として、文化や生活習慣の違いからトラブルが出てきてしまうとのことだが、日本のルールや生活習慣をしっかりと教えることが大事だと思う。川口に住民登録をする際にどのように日本のルールを伝えているのか気になった。通訳を介して、日本のルールや生活習慣を伝える場を設けることが必要ではないかと思う。

・ C委員

必要性・公平性に関しては、外国人の人口比率が高まる中で必要性も高まってくるのと同時に、日本人の中においての公平性も高まってくるのではないかと考えている。有効性に関しては適正だと思うが、効果の継続が困難だと思う。事業を継続する上では、クレーム数の増減等の指標が必要ではないかと思う。事業の効率性に関しては、改善の必要ありとしている。民間との役割の分担の区別が難しいと思うが、外国人実習生等の共通したグループに対して、個々の対応をすることも効果があるのではないかと思う。その際には、民間との連携や委託も考慮に入れた方がよいと思う。課題解決への取り組みに関しては、概ね適正としている。日本を理解して生活している外国人の方には、懸賞制度を設けて表彰する等、他の範となるようなコミュニティのリーダーを育てることも必要ではないかと思う。今後の事業の方向性に関しては、外国人の増加に伴って、事業の必要性は今後ますます高まってくると思うが、その際に、量的な対応だけでなく、国籍別の対応等の質的な対応も必要となってくると思う。事業全体を通した総合的な評価としては、事業の必要性がますます高まる中で、市民生活部だけでなく、他の部との連携も模索した方がよいと思う。

・ D委員

評価が非常に難しい事業だと思う。趣旨や目的はよく理解できるが、効果の有無に関しては、視覚的に測定できない。平成26年度で約600万円、平成28年度以降は約1,000万円の費用を市民の税金から使っているため、費用対効果の検証もすべきである。民間企業であれば、これだけの費用をかけていけば、それなりの効果も数字として出して検証しなければならない。現状で満足せず、年々予算の見直しをすべきである。どのような改善をすれば、より良い効果が生まれるか、予算が増えれば増えるほど行うべきである。

・ E委員

事業の有効性の検証はやはり必要だと思う。インタビュー、アンケート等の定点観測を行うことで、質的・量的な変化を把握することができる。課題解決の取り組みに関しては、組織が弱いと思うので、もう少し多くの単位で、多くの人員で対応するのが望ましい。早い段階で成果をあげなければ、外国人が増加していった際に、対応できなくなると思う。共生の方向性を明確に示し、早急に対応すべき事業である。

講評

◆ **部会としての評価結果について、事業担当課へ講評**

・ 部会長

- 必要性・公平性は適正と評価している。
- 事業の効果に関しては、概ね適正の評価である。しかし、事業の成果の検証をすべきある。インタビュー、アンケート、あるいはクレーム数等の指標を用いるなどの工夫が必要である。
- 効率性に関しては、改善の必要ありとの評価である。組織を拡充し、人員の確保が求められる。さらに、他の組織との連携も必要である。
- 課題解決への取り組みは、概ね適正である。
- 今後の事業の方向性に関しても、概ね適正である。
- 全体的な評価としては、共生の方向性を市が明確に示す必要がある。そのような方向性がなければ、その後の具体的な事業まで至らないのではないか。また、その方向性を外国人にきちんと理解してもらおう努力が必要である。

評価事業	緊急通報装置整備事業
担当課	福祉部 長寿支援課
説明者	石川課長、飯塚課長補佐、橋本保健師
前回の振り返り	
<p>◆ 前回のヒアリング・ディスカッションの要点について、事務局から説明</p> <p>①当事業の対象者は、急変を来す恐れがある発作性、慢性疾患のある、概ね 65 歳以上の単身高齢者及び高齢者世帯で医師からの診断書を提出した方となっている。しかしながら、当事業の対象となりうる可能性のある他の疾患の基準については、医師の診断書ではなく、長寿支援課の保健師が判断する点について、信憑性はあるのか。また、同じ疾患を患っている 65 歳未満の方への対応についてはどのように考えているのか。</p> <p>②対象となっている 21 疾患以外の疾患を患っている方を一度、当事業の対象とした場合に、その後、その疾患は必ず対象疾患として扱っているのか。</p> <p>③委託先として、平成 19 年度より同じ事業者が契約者となっているが、契約の見直し等は毎年行っているのか。</p> <p>④当事業と同じ契約内容で、個人が民間事業者と契約した場合の費用の検証は行っているか。</p>	
説明・ヒアリング	
<p>◆ 前回の追加項目に対して、『質問・指摘及び回答一覧表』を基に長寿支援課長から回答・説明</p> <p>◆ 説明を受けて、委員から事業に関する質疑応答</p> <p>質疑応答</p> <p>・ 委員</p> <p>➤ この事業の必要性は、重々感じている。65 歳以上で対象の 21 疾患を患っている方は、医師の証明書があれば、必ず対象となるということか。</p> <p>✧ 基本的には、医師の証明書に基づいて、受理し、許可している。断ることはない。</p> <p>➤ 判断は医師が行うのか。医師の証明書を用いて、長寿支援課にて判断するのか。</p> <p>✧ 医師が関与しているため、医師の証明書を用いて、長寿支援課にて判断している。</p> <p>➤ 新たに加わった 4 疾患に関しても、内規では対象となっているが、公表はしていないということか。</p> <p>✧ そうである。</p> <p>➤ 市民の方は新たに加わった 4 疾患に関して対象になるということは知らないということか。パンフレットや広報かわぐちに記載がないため、自分の疾患は対象外だと判断し、申請しない人もいるのではないか。このようなことも踏まえると公平ではないと感じる。</p> <p>✧ 21 疾患に関しても、疾患名の公表はしていない。急変の恐れのある慢性疾患という文言で公表している。病名のお問い合わせがあった際に、21 疾患の回答をしている。</p> <p>➤ 21 疾患の場合でも、新たに加わった 4 疾患の場合でも、対応は変わらないということか。</p> <p>✧ そうである。</p> <p>➤ 21 疾患以外に対象とするかどうかの判断を行うのが保健師でよいのか、医師が関与すべきではないかという問題について、証明書の提出、また、所見の欄や備考を確認しているため、妥当との回答だったが、これは医師が関与しているが、判断しているわけではないのではないか。</p>	

- ・ 部会長
 - 医師の所見を提出した際に、その所見が判断基準にならない場合があるのか。
 - ◇ 事前に疾患に関してお問い合わせいただく旨を公表しており、事前にご相談いただき、その後、証明書を提出いただいている。
 - 判断した後に、医師に証明書を書いていただくということか。
 - ◇ 先である。証明書は有料のため、事前にお問い合わせいただいた際に、対象疾患を説明し、その段階で、対象とならない疾患の方にはご理解いただいている。
 - それは問い合わせいただいている方と長寿支援課とのやり取りか。対象の疾患であると判断した場合に、医師の証明書を依頼するようアドバイスするということか。最初の段階で判断しているのは、保健師ではないか。保健師が判断した後に医師が関与しているということは、医師の判断とはならないのではないか。
- ・ 委員
 - 家族と同居している方は、対象とならないのか。
 - ◇ 日中独居の場合は、対応する。
- ・ 部会長
 - 追加資料「緊急通報システム他市比較」に関して、金額がかなり異なるが理由はあるか。
- ・ 委員
 - 一番比較対象となりうるのが、所沢市か。規模は同等で委託会社も同じだが、行っている内容が異なるため、金額もかなり異なる。蕨市は、利用者数に対してかなり費用が高い。
 - ◇ 蕨市に関しては、コールセンター業務を社会福祉協議会に委託しており、委託料がかなり高額になっている。
 - 所沢市との比較が一番効果的だと思う。所沢市については、費用はかかるものの利用内容が充実している。川口市では利用内容の拡充は検討しているか、もしくは、必要性があるのか。
 - ◇ 要望等もあるため、拡充していかなければならないと認識している。
 - その場合、全額市の負担ではなく、希望者にはオプションとして、受益者負担で機能を拡充することは可能か。
 - ◇ 受益者負担にするかという検討は行ったことはあるが、実現には至っていない。
 - 川口市の利用内容の場合、市民が自発的に行動しなければならないが、所沢市の利用内容は日中に動きがなかった場合に対応する等、かなり進んでいると思う。受益者負担という形で付加を設ければ、このシステムの利用価値が高まると思う。
 - ◇ 追加機能については、費用との兼ね合いも含めて検討する。
- ・ 部会長
 - 急変の恐れがある疾患という文言で周知しており、21疾患の疾患名は公表していないとのことだが、公表したほうがよいのではないか。公表しない理由があるのか。
 - ◇ 長寿支援課の保健師が都度判断しており、21疾患と新たに追加している4疾患以外にも判断しかねる疾患もあるため、疾患名を示すことができないのが現状である。
 - 21疾患を明確に示せば、21疾患の対象者は明確に自分が対象と認識することができ、その他の疾患についても対象となる可能性があるということを明記した方がよいのではないか。
 - ◇ 公表してしまうと、公表された疾患だけが対象疾患なのかという問い合わせが出てきてしまう。申請の内容によって、総合的に判断しているため、公表はしていない。

- 他市も同様の対応なのか。
 - ◇ 公表している市町村はない。
- 60歳以上は対応しているとのことだが、60～65歳の利用割合はどのくらいか。
 - ◇ 3名である。

・ 委員

- 追加資料「固定型 緊急通報サービス」については、エースが他の2社に比べて安いというのはわかるが、10年間1社と契約しているというのは疑問である。他に相見積もり等を行わないのか。民間企業の場合は、より良いサービスでより安い金額を求めていくべきではないか。

・ 委員

- 若い方でも対象の疾患になる可能性はあると思うが、申請をすれば対応するのか。
 - ◇ 重度身体障害者の方に関しては、障害福祉課にて別途対応している。

・ 部会長

- 全体的に気になった点は、公平性である。利用する資格があるが、利用できていない方がいる。この点については、どう考えるか。
 - ◇ 対象を明確に表記することにより、自分を対象者と認識し、申請しやすくなるという利点があるが、反対に、自分を対象外と自己判断し、申請しない方が出てきてしまうという懸念もある。

・ 委員

- 例外規定があるため、対象疾患を明記した上で、必要があれば対象とする旨を記載すればよいのではないか。

・ 委員

- 逆に利用しにくくなるというのは、どのようなことを想定しているか。
 - ◇ 対象を明確にすることにより、自分は対象外だと自己判断し、申請をしない可能性を危惧している。

・ 部会長

- 利用者はこの情報にどのようにアクセスしているのか。
 - ◇ HPへの掲載、その他、長寿支援課の事業内容を記載したチラシを作成し、市内20箇所にある地域包括支援センターに配布している。地域包括支援センターより依頼があった場合には、事業概要の説明を行っている。
- 対象者となる方で、この事業の情報に接する機会のない人はあまりいないということか。
 - ◇ 介護保険法上の認定は必要ないが、介護認定となった方に関しては、ケアマネージャーがケアプランを作成する際に、別途のサービスとしてこの事業に関しても説明されているようである。

・ 委員

- 対象疾患を患っている方で、介護認定外の方に関してはどうか。広報かわぐちに掲載する等を行っているのか。対象者の方全体に周知できる方法を模索してほしい。
 - ◇ 市内20箇所にある地域包括支援センターの役割として、高齢者の総合相談がある。基本的には、地域包括支援センターに相談いただいた際に対応するようにしている。その他、民生委員経由で相談が来る場合もある。

評価・評価の共有

◆ 質疑応答を経て、各委員は評価を実施

◆ 評価結果について委員同士で共有（各委員発表）

・ A委員

事業の効果として、対象疾患を患っている方の人数等が把握できればよいのではないかと。対象者への告知方法によって、利用率の高さにもつながると思う。個人情報の問題もあり難しいと思うが、疾患数が把握できれば利用率も把握できるのではないかと。また、地域包括支援センターとの連携が非常に重要だと思う。次世代に向けては、地域包括支援センターによって、タブレット端末を貸出す等、IT活用も行い、情報発信される取り組みが行われるとよいと思う。

・ B委員

必要性は十分あると思う。公平性に関しては、よりわかりやすい周知方法を考えていただきたい。民生委員では、高齢者世帯を調査する役目があり、70歳以上の単身世帯に関しては、訪問している。訪問する際に、疾患に関して等の情報をカードに記載し、役所に提出している。

・ C委員

公平性に関しては、対象と明確に定めているのであれば、広報かわぐち等に明示すべきである。その他の疾患に関しては、例外規定の旨を記載することで対応すればよいと思う。有効性に関しては、改善の必要ありとしている。受益者負担が前提であるが、利用内容の拡充等も必要ではないかと思う。効率性に関しては、改善の必要ありとしている。事業の趣旨からはそれるが、21疾患以外の方の利用についても、考える必要があると思う。例えば、市が窓口となって業者と一括契約を行い、全ての希望に対して、安価な金額で提供することができないか。その上で、対象の患者に対しては、無料としてはどうか。問題解決の取り組みに関しても、改善の必要ありとしている。費用対効果に関しては、非常に優れていると感じた。公平性に関しては、若干問題があると思う。今後の事業の方向性に関しては、改善の必要ありとしたが、各種の他の関連機関との連携により、利用促進を図っていくことで、公平性を高めることができると思う。事業全体としては、大変必要な事業だと思う。

・ D委員

趣旨、目的はよく理解できる。また、有効性に関しても理解できる。10年間同一の企業と契約していることが疑問である。利益を追求する事業ではないが、他の企業との比較等を行い、見直しを行ってもよいのではないかと。思う。

・ 部会長

公平性に関して、潜在的利用者がこの事業にアクセスできているのか疑問が残った。保健師が判断し、医師が関与しているとのことだったが、説明を聞いたところ、医師が関与していないように感じた。

講評

◆ 部会としての評価結果について、事業担当課へ講評

・ 部会長

- 必要性・公平性に関しては、概ね適正である。必要性は認めるが、公平性に疑問が残る。21疾患と新たな4疾患を明示して広報してもよいのではないか。潜在的利用者がこの事業にアクセスできているのか疑問が残った。
- 有効性に関しては、概ね適正である。個人情報やプライバシーの問題等もあり、非常に難しいと思うが、利用率の把握ができたならよいのではないか。
- 効率性に関しては、改善の必要ありとした。業者選定の方法がよくないというわけではなく、現段階ではむしろ費用対効果は高いと思う。10年間変わっていないということは、市民の目から見ると、若干疑問が残る。業者を変えるというのではなく、業者選定の方法を見直してもよいのではないか。業者数はあまりないのではないか、限られた業者の中で選定しているのではないかという意見もあった。
- 今後より一層、地域包括支援センター等の関連機関との連携を推進すべきではないか。

評価事業	アートギャラリー企画関係費、アートギャラリー事業運営費
担当課	生涯学習部 文化推進室
説明者	【文化推進室】森岡室長 【アートギャラリー】青木館長、秋田主任
前回の振り返り	
<p>◆ 前回のヒアリング・ディスカッションの要点について、事務局から説明</p> <p>①施設を評価する上で、その施設の稼働率が大きな指標となることから、アートギャラリーの稼働率はどのようになっているのか。</p> <p>②貸しギャラリーを行う上で、利用者が設計事務所や建築家等、多岐に渡っていることから、このような利用者の促進を図るべく、外に向けてこれまで以上に発信していくことが必要である。</p> <p>③集客するための方策としては、マスコミにPRすることを主として考えているとのことであったが、現代では、SNSでの拡散を利用する等、スマートフォンを活用した集客方法もある。様々な集客方法を実施することで、より多くの集客も見込めると考える。</p> <p>④当事業の予算が2事業に分かれている理由について市民目線に沿った形で説明してほしい。</p>	
説明・ヒアリング	
<p>◆ 前回の追加項目に対して、『質問・指摘及び回答一覧表』を基に文化推進室長から回答・説明</p> <p>◆ 説明を受けて、委員から事業に関する質疑応答</p> <p>質疑応答</p> <p>・ 部会長</p> <p>➤ アートギャラリーに関して、総合的に評価すべきだと思うが、行政評価としては、一体化して評価するという考えはないとの回答であった。文化芸術基本計画にて一体化した評価を目指しているとはどういうことか。</p> <p>☆ 行政評価としては、一体化した評価をすることはない。現在、文化芸術基本計画を策定しており、計画期間は平成31～35年度である。平成36年度より第2期を予定している。平成31～35年度の計画期間については、行政評価を基とはするが、別の異なる評価を行いたいと考えている。それについては、アートギャラリーとして、一体化した評価を行う予定である。</p> <p>➤ 行政評価としては、事業ごとの枠組みであるため、一体化しないということか。評価としては、一体化して評価したほうがよいのか。</p> <p>☆ 行政評価としては、庁内的な方針で評価しているため、文化芸術基本計画での評価とは分けて考えている。</p> <p>➤ 文化芸術基本計画においては、アートギャラリーの目指す方針はどのようなものか。</p> <p>☆ 方針が変わるというわけではない。評価の仕方が変わる。</p> <p>➤ なぜ評価の仕方を変えるのか。</p> <p>☆ 行政評価においては、他課との連携事業や学校との連携事業については、評価するシステムになっていない。文化芸術に関係する部署との関係性も含めて評価したいと思っている。</p>	

➤ 現在は、他課との連携事業や学校との連携事業については、評価される仕組みではないのか。
✧ 現在の行政評価には、他課との連携等々を評価する視点がないため、その点も含めた評価を文化芸術基本計画にて行う予定である。

➤ 他課との連携事業や学校との連携事業についても評価したほうがよいのか。
✧ 評価したほうがよい。現在の行政評価の仕組みの中では、そのような項目を評価する仕組みにはなっていない。

・ 委員

➤ 学校等と連携して展示を行うことが、本来のアートギャラリーの目指すところではなく、教育の一環として行っているため、評価から離れるということか。

✧ 現在の行政評価の仕組みでは2事業に分けて評価するシステムになってしまっているため、一体化ができない。しかし、一体化した評価する考え方も必要だと思っている。そのため、文化芸術基本計画にては、一体化した評価も視野にいれている。

・ 委員

➤ 学校との連携事業は、アートギャラリー企画関係費か。

✧ アートギャラリー事業運営費である。

➤ 貸しギャラリーもアートギャラリー事業運営費か。

✧ そうである。

➤ アートギャラリー企画関係費とアートギャラリー事業運営費の内訳はなにか。

✧ アートギャラリー企画関係費が、企画展に関連するイベントである。年間スケジュールの上段に記載のあるイベント及びそれに関連するワークショップ等である。アートギャラリー事業運営費については、年間スケジュールの下段左端に記載のある共催展と下段右端に記載のある貸しギャラリー及び企画展に関連しないイベント等である。

・ 部会長

➤ アートギャラリーの運営に関しては、今後も自主事業と共催事業と貸しギャラリーの3本立てで運営していくという構想か。

✧ 方針としては、変わらない。

➤ 長期的には3つの事業を行っていくが、今後は一緒にするという事か。

✧ 行政評価上は分けたままである。予算の立て方を変える予定はない。

・ 委員

➤ 市民のために有益であるということの評価するために、アンケート等は取っているのか。

✧ アンケートについては、企画展ごとに行っている。

➤ 集計したものはあるのか。

✧ ある。それによって、評価できる。

✧ ブログの「いいね」数等でも評価できる。

・ 部会長

➤ 稼働率がかなり高いと思うが、予定を前々から立てると、これぐらい稼働することが可能なのか。

✧ 年間スケジュールについては、概ね1年以上前に立てている。その後、募集する貸しギャラリーによって稼働率が変動してくる。概ね90%以上は維持したいと考えている。

- 貸しギャラリーの利用者は、ある程度固定されているのか。利用希望者はかなり多いのか。
 - ◇ 時期によって抽選になる場合もある。定期的に利用している団体もある。
- 使用料が非常に安いと感じた。
 - ◇ 都内のギャラリー系の展示施設と比較すると安いと思う。
- 文化政策であるため、即効性のあるものでもなく、視覚的に重要性を見せることも非常に難しい事業だと思う。市民が育てていこうという意識を持たないとなかなか育たない。市民一人一人がコストを払い、パトロン的感覚を持つことが大事である。例えば、もう少し使用料を高くしてもよいかと思うが、そのような考えはあるか。
 - ◇ 県内のギャラリー系の展示施設と比較するとけっして安いわけではない。設定金額を高くすることは、慎重に考えたい。

・ 委員

- 多くの美術館では、出口に物販がある。市の収益にもなり、アーティストたちも収入を得ることができるため、物販を行ってはどうか。

・ 委員

- 物販を行ってはいけない理由はあるのか。
 - ◇ 今の段階では、貸しギャラリーについては、利用規約上、販売目的の物販を制限している。しかし、図録、ポストカード等程度の販売は認めている。すべてを禁止しているわけではない。今後精査していきたい。

・ 部会長

- 文化政策は自治体によって差が大きい。方向性としては、事業を拡充していきたいのか。現状のままでよいのか。すごく努力しているように感じた。
 - ◇ 文化芸術基本計画を策定するのも、全体的に事業の充実を図りたいためである。市民への周知も兼ねて、今回計画を策定する。

・ 委員

- 『実施計画事業評価調書』の「2 事業概要」の「事務分類」に関して、「自治事務のうち義務的なもの」とあるが、企画も義務的なものとなるのか。
 - ◇ 文化芸術基本法に該当する事業であり、川口市ではそれを基に、川口市文化芸術振興条例を制定しているため、義務的なものとしている。

・ 部会長

- 『実施計画事業評価調書』の「3 事業活動・成果の状況」の目標値の算定式が、「入場者数の前年比0.5%増を目指す」とあるが、他に指標はあるか。入場者数を増やすことを目指しているのか。
 - ◇ 入場者数が増えた方がよいという考えはもちろん持っているが、指標としてはベストな指標ではない。ベストな指標をきちんと精査する必要がある。企画展によって入場者数も異なってくるため、他の指標も設定できればよいと思う。
- 文化芸術のため、例えば企画のバリエーションを指標とする等、質的な内容が指標になると事業の価値がより計れると思う。
 - ◇ 引き続き、精査したいと思う。

- ・ 委員
 - 評価の仕方は難しい。市の芸術家を育てるためには、施設の入場者数だけでは評価できない。入場者数とアンケートを連携して、評価できればよいと思う。
- ・ 部会長
 - 人的資源は、充実した体制であるか。もう少し人員を増やしたいということはあるか。
 - ◇ 自主企画を継続して行っていく上では、常勤の専門職を増員したい。
 - 美術専門員の資格要件に学芸員資格があるが、学芸員が適任かということに疑問がある。
 - ◇ 企画を立てる者、調査・研究をする者、美術教育を担う者といったように、役割分担を明確に分けた上で、事業を執行することが理想である。学芸員が全てを網羅できるというわけではないため、今述べた視点で人材確保する方法を整える必要があると考えている。
 - 資格要件なしに、適任者を面接で選べたほうが、企画を充実する上ではよい可能性もある。
 - ◇ 経験が重要である。美術専門員を採用する際にも、経験を重視している。現在は、人数的に充実しているかということそうではない。
 - 長期構想を基に必要人員を示して募集しなければ、人は配置できないと思う。
 - ◇ そうである。常勤の専門職の採用は難しい。

評価・評価の共有

- ◆ 質疑応答を経て、各委員は評価を実施
- ◆ 評価結果について委員同士で共有（各委員発表）

- ・ A委員

入場者数ではなく、展示内容も併せて評価できる仕組みが必要である。また、市の収支、芸術家の育成のためにも、作品やグッズ販売を積極的に行うべきである。
- ・ B委員

広報かわぐち等にPRしているとのことだったが、市民がより興味を持つPR方法がもっとあったらよいと思う。学校関連事業に関しては、年に1校程度しか行っていないようだが、もっと増やしてもよいのではないかと思う。
- ・ C委員

非常に評価が難しかった。今後の事業の方向性に関して、工業製品の評価が機能だけではなく、今後デザイン性に関しても問われてくると思う。川口の持つものづくりの力に、デザインの力を加えたものを啓蒙するような企画展を行ってほしい。全体を通して、アートから見た市民だと感じ、市民から見たアートではない気がした。もう少し市民目線に寄り添った事業運営を行えればよいのではないかと思う。
- ・ D委員

稼働率が高く、よいと思う。評価が非常に難しかった。

・ 部会長

比較対象がないため、この事業を評価することが難しい。稼働率も高く、悪いところがないと思う。文化政策のため、どのような形で運営していくのかという点も難しいところである。評価指標として、来場者数だけではなく、質的な指標が必要だと思う。文化政策は、緊急度や深刻性が低い場合、ビジョンを持たなければ、予算を削減されてしまうのではないかと感じた。中長期的展望や今後展開したい企画案、必要な人材像等のビジョンを示して、積極的に事業展開をする必要があると思う。

講評

◆ 部会としての評価結果について、事業担当課へ講評

・ 部会長

- 定量的評価に関しては、全ての項目で概ね適正との評価であった。
- 来場者数のみが指標となるのではなく、質的な評価指標も必要である。担当課においても、課題は共有していると認識した。
- もっと目を引くような広報して、積極的にPRを行ってはどうかという意見があった。
- 工業製品について機能だけでなく、デザインも問われる時代になってきた。デザインやアートの重要性は増しているため、文化芸術関連の事業に力を入れてほしいという意見があった。
- 文化政策の緊急度や深刻性は高くないため、きちんとしたビジョンを持たなければ、いずれ予算を削減されてしまうのではないかと感じた。中長期的展望を持ち、今後展開したい企画案や、そのために必要な人材像等を戦略的に示して、事業展開していく必要があると思う。今行っていることを守るのだけではなく、そのようなビジョンを持つことで、より発展していくことができるのではないかと感じた。
- 市民に対する啓蒙活動としての文化政策といったイメージを受けた。市民の目から見たアートというのではなく、啓蒙の要素が強いと感じた。学校教育が関わっているため、そのような側面があると思うが、もう少し自由なアートっぽさがあってもよいのではないかと感じた。